平成２５年（フ）第７９号
青森県十和田市大字三本木字東小稲174番地95
債務者　白山　正明
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第８２号
青森県十和田市大字切田字程野15番地１
債務者　大川　勝司
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第８５号
青森県十和田市西二十二番町23番18号、旧住所東京都国分寺市東恋ケ窪３丁目25番地25ハイツベルダ203
債務者　滝内　茉衣
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第７３号
岡山県倉敷市沖34番地３　メゾン沖101
債務者　橋田　妙子
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１０６号
岡山県倉敷市玉島３丁目３番５号
債務者　小幡　政弘
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１８１号
岡山県倉敷市連島中央３丁目２番12号
債務者　金光貢秀こと　鄭　　光秀
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１８２号
岡山県倉敷市連島中央３丁目２番12号
債務者　金光玉恵こと　文　　玉仙
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１８８号
岡山県倉敷市川西町15番22―501号　早瀬第一コーポ
債務者　米原　妙子
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１９３号
岡山県倉敷市中畝９丁目11番37号
債務者　前田　真美（旧姓熊本）
1　決定年月日時　平成25年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第３６９号
埼玉県越谷市大字大林441番地２　セジュールフラッツルミネ103号
債務者　渡邉　政文
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３７０号
埼玉県越谷市大字大林441番地２　セジュールフラッツルミネ103号
債務者　渡邉　啓子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３７７号
埼玉県八潮市大字南後谷345番地１　ダイアパレス草加ヴィラ・リゾート901号室
債務者　石井　拓也
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４０７号
埼玉県川越市岸町３丁目30番地27　ヒラタハイツ202号室、前住所埼玉県新座市大和田５丁目２番27号
債務者　瓜田　宣子
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４３９号
埼玉県狭山市大字上奥富1095番地の22
債務者　柳　　昌美
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４４４号
埼玉県川越市岸町１丁目39番地35
債務者　山岸佐智子
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４５９号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地こま川団地２街区12棟503号
債務者　白岩　和夫
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４８４号
埼玉県所沢市西狭山ケ丘１丁目244番地の５コスモ西狭山ケ丘103、前住所埼玉県所沢市東狭山ケ丘６丁目725番地の72
債務者　石田　輝明
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部